

## 在宅介護者手当の申請を受け付けます！

寝たきりの高齢者や重度の心身障がい者（児）を在宅で1年以上介護している人に、在宅介護者手当を支給します。対象となる人は申請してください。

- **受給資格**＝平成22年10月2日以前から今年10月1日まで引き続き次のいずれかに該当し、市内に住所がある人を、市内で1年以上在宅介護している人。
  - ①介護保険の要介護4または5の人。または、要介護3の人で認知症の人（「認知症老人の日常生活自立度判定基準」による認知症のランク中度以上）。
  - ②身体障害者手帳1種1級の所持者で寝たきりの状態にある人。
  - ③療育手帳A1の所持者。
  - ④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

で、寝たきりの状態にある人。  
※ただし、平成22年10月2日以降に、通算90日以上入院や施設入所をした人は除きます。

- **支給額**＝年額10万円。
- **支給月**＝12月。
- **申請方法**＝①は本庁・高齢者支援課、②③④は本庁・社会福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、10月3日㊦から同17日㊦までに同課へ提出してください（牛深支所・市民福祉課とその他の支所・総務市民課でも申請できます）。
- **持参品**＝印かん、介護保険証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（所持者のみ）、申請者（介護している人）名義の預貯金通帳。

【問い合わせ先】 ①は本庁・高齢者支援課高齢者福祉係（内線1191）  
②③④は本庁・社会福祉課障がい福祉係（内線1181）

## 「家族介護教室」に参加しませんか

市では、介護の知識・技術などを学び、要介護状態にある人の悪化を防ぐことを目的に、「家族介護教室」を次の事業所に委託して実施します。

介護をしている人、介護に興味のある人など、お気軽にご参加ください。

▶ **参加料**＝無料。

▶ **申込方法**＝電話で各施設（下記参照）へお申し込みください。

※ **先着順**。

※ **内容の詳細や送迎の有無については、各施設へお尋ねください。**



### ◆家族介護教室の日程など

開催日時	場 所	定 員	内 容	申込締切日	申し込み・問い合わせ先
10月2日㊦ 10:00～12:00	特別養護老人ホーム愛愛園 (倉岳町)	15人	・高齢者の状態にあった介護食のくふう ・「介護のコツ」福祉用具の体験 ・介護者の健康づくり	9月26日㊦	特別養護老人ホーム愛愛園 ☎④3366
10月18日㊦ 13:30～15:30	牛深老人福祉センター (牛深町)	30人	・基本的な介護技術の習得 (おむつ交換、着脱介助の方法)	10月11日㊦	市社会福祉協議会牛深支所 ☎②2904

## 上津浦老岳ウォーク参加者募集！

有明町の上津浦地区から霊峰・老岳（591m）の頂上を目ざす「上津浦老岳ウォーク」を次のとおり開催します。山頂では、有明海や雲仙普賢岳のほか、八代海が一望できます。皆さん、ぜひご参加ください。

▶ **と き**＝10月30日㊦午前8時50分から（小雨決行）。※受け付けは同8時20分から。

▶ **コース**＝上津浦小学校跡地から老岳山頂までの往復（片道約9.3km）。

※片道みの希望者は、老岳神社から同跡地までマイクロバスなどで送ります。

▶ **催し物**＝老岳山頂でゲームやもち投げなど。

▶ **定 員**＝300人（先着順）。

▶ **参加料**＝小・中学生300円、高校生以上500円。

※当日持参してください。また、参加者全員に軽食を用意します。

▶ **申込方法**＝10月19日㊦までに電話または郵送・FAX（住所、氏名、年齢、電話番号を記入）で、有明支所・総務市民課内「上津浦老岳ウォーク実行委員会」へお申し込みください。

【電話】⑤31111 【FAX】⑤31116

【郵送】〒861-7201 市内有明町赤崎3383

【問い合わせ先】 上津浦老岳ウォーク実行委員会事務局（有明支所・総務市民課内）

## 秋の全国交通安全運動 9月21日㊦～30日㊦

### 子どもと高齢者の交通事故防止

市では、今年1月から8月8日までに交通事故で6人が亡くなられており、（平成22年中8人）悲惨な交通事故が多発しています。

次代を担う子どものかげがえのない命を、社会全体で守ることが重要です。またこのうち3人（50％）は65歳以上の高齢者です。高齢者の皆さんは、自分の身体能力や体調にあったゆとりのある運転や歩行を実践しましょう。また、運転手や地域の皆さんは、子どもと高齢者を交通事故から守るという意識を高め、安心と安全、思いやりのある交通社会を実現しましょう。



### ■県の最重点課題「高齢者の交通事故防止」

- 横断は、まず止まり、左右をよく見て渡りましょう。
- 速度は控えめに、思いやりのある運転に努めましょう。

### ■運動の重点目標

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止。
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底。
- 飲酒運転の根絶。

9月30日㊦は「交通事故死ゼロをめざす日」です。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し、交通事故のない平穏な一日を過ごしましょう。

【問い合わせ先】

本庁・防災交通課交通防犯係（内線1233）／牛深支所・総務振興課／その他の支所・総務市民課



## 年金情報

### ～年金の特例届について～

国民年金制度には、年金を受給するためのさまざまな特例措置が設けられています。次のような事項に該当する人は、ご相談ください。

#### ①第3号被保険者の特例届

サラリーマンなどに扶養されている配偶者は、第3号被保険者の届け出をしなければなりません（昭和61年4月以降）。届け出をしないと保険料が未納扱いとなりますが、届け出を忘れていた人のため、その期間をさかのぼって認める特例制度があります。

#### ②特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に国民年金に加入していなかったことで、障害基礎年金などを受給できなかった人（サラリーマンの配偶者・学生）に対して給付するもので、平成17年4月に福祉的措置として創設されました。

#### ③老齢福祉年金

昭和36年4月1日に国民年金が発足した当時、すでに60歳に達して国民年金に加入できなかった人に支給されている年金で、明治44年4月1日以前に生まれた人が対象になります。

【問い合わせ先】 本渡年金事務所 ☎②2112／市役所本庁・保険年金課国民年金係（内線1136）